

山梨県公報

号外第五十七号

平成十八年

九月二十九日

金 曜 日

目 次

規則
山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
..... 一

規 則

山梨県規則第五十号

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十一年山梨県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第七条中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第九条の二を削る。

第十条中「第三十三條第四項」を「第三十三條第七項」に、「第六号様式」を「第五号様式」に、「第六号様式の二」を「第六号様式」に、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合にあつては第六号様式の二又は第六号様式の二の二」に改める。

第十条の三中「第三十三條の四第二項」を「第三十三條の四第五項」に改め、「届出は、」の下に「同条第一項の規定による措置を採つた場合にあつては」を、「第六号様式の四に」の下に「同条第二項後段の規定による措置を採つた場合にあつては第六号様式の四の二に」を加える。

第十二条に見出しとして「(仮退院中の精神障害者の再入院の届出)」を付し、同条中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第十三条第一項中「精神病院」を「精神科病院」に改める。
第十四条第一項中「第五号様式」を「第十号様式の二」に改める。
第十七条中「書類」の下に「(第十条の五及び第十四条に規定するものを除く。)」を加える。

第四号様式中

保 護 者		フリガナ	(男・女)
氏 名	住 所	都 道 府 県	

続柄	生年月日	年 月 日 生
郡 市 区	町 村 区	住

フリガナ	氏 名	住 所
フリガナ	氏 名	住 所

フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 生
名	(男・女)	生年月日	年 月 日 生
所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区

ガナ	続柄	生年月日	年 月 日生
名	(男・女)		
所	都道 府県	都市 区	町村 区

「	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	「	1 主たる精神障
」			」	ICDカテゴリ
				(

害	2 従たる精神障害	「社会復帰施設、在宅福祉制度等」	「障害福
一	ICDカテゴリ		
)	(

社サービス等」 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載す

- 「1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。」や
- 2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること
- 3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を
- 。 2 措置症状」や 4 措置症状」 3 選択肢」や 「
- 記載すること。」

5 選択肢」に定める。

第五号様式を削る。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名

印

医療保護入院者の入院届

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)			日生 (満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
保護者の同意により 入院した年月日	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日	
			入院形態		
法第34条による移送の有無	有り なし				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
生活歴及び現病歴	<p>推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。 特に、今回の入院及び医療保護入院時の経緯・状態像については、必ず記載すること。 特定医師の診察により入院した場合には、特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。</p> <p>(陳述者氏名 続柄)</p>				
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				

前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)
初回から前回までの入院回数	計 回
現在の精神症状	<p>I 意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう</p> <p>4 その他 ()</p> <p>II 知能 (1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害)</p> <p>III 記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘</p> <p>4 その他 ()</p> <p>IV 知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考</p> <p>5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念</p> <p>8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分</p> <p>4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進</p> <p>7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷</p> <p>5 精神運動制止 6 無為・無関心</p> <p>7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離</p> <p>4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
その他の重要な症状	<p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p>
問題行動等	<p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為</p> <p>4 その他 ()</p>
現在の状態像	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態</p> <p>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態</p> <p>10 その他 ()</p>
医療保護入院の必要性	<p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われ〕</p>

〔る状態にないと判断した理由について記載すること。〕	
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名
保 護 者	氏名 (男・女) 続柄 生年月日 年 月 日生
	(男・女) 続柄 生年月日 年 月 日生
	住所 都道府県 市区町村 区
	都道府県 市区町村 区
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()	

審査会の意見
県の措置

記載上の留意事項

- 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要がないこと。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること(法第33条第2項又は法第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)。
- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第六号様式を第五号様式とする。

第六号様式の二中「第33条第4項」や「第33条第7項」

平成 年

「

月 日

「

年 月 日

」

1 主たる精神障害

2 従たる精神障害

1 主たる精神障害 (ICDカテゴリー)

2 従たる精神障害 (ICDカテゴリー)

医療保護入院の
必要性
患者自身の病氣
に対する理解の
程度を含め、任
意入院が行われ
る状態にない
と判断した理由に
ついて記載する
こと。

医療保護入院の
必要性
患者自身の病氣
に対する理解の
程度を含め、任
意入院が行われ
る状態にない

を

判断した理由に
ついて記載する
こと。
特定医師の診察
により入院した
場合には特定医
師の採った措置
の妥当性につい
て記載すること。

(陳述者氏名

」を記

続柄

載すること」や「を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)」並びに「4 裁判所への申請日(予定日を含む。)の欄は、同意者から申請の予定日を聴取し記載すること。」を記す。

第六号様式の二を第六号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第6号様式の2 (第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名 印

特定医師による医療保護入院者 (法第33条第1項・第4項) の入院届及び記録

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
保護者の同意により 入院した年月日	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	年 月 日	
		入 院 形 態		
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。特に、今回の入院及び医療保護入院時の経緯・状態像については、必ず記載すること。)			
	(陳述者氏名 続柄)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの 入院回数	計 回			
	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害) III 記憶			

<p>現在の精神症状</p>	<p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>		
<p>その他の重要な症状</p>	<p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p>		
<p>問題行動等</p>	<p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p>		
<p>現在の状態像</p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>		
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>			
<p>入院を必要と認めた 特定医師氏名</p>	<p style="text-align: right;">署名</p>		
<p>確認した精神保健指 定医氏名</p>	<p style="text-align: center;">署名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">診察 日時</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">年 月 日 (午前・午後 時)</td> </tr> </table>	診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)
診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)		

精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由						
保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄		年 月 日生	
	住所	都道府県	市区	町村	区	
		都道府県	市区	町村	区	
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()						

事後審査委員会の意見	
------------	--

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 事後審査委員会の意見は、記録の場合について記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名

印

特定医師による医療保護入院者（法第33条第2項・第4項）の入院届及び記録

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合、改めて同項の規定により届け出ます。

入 院 者	フリガナ			生年月日	年 月 日 生
	氏 名	(男・女)			(満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
法第33条第2項・ 第4項の入院年月日	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日		年 月 日	
		入 院 形 態			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、 精神科又は神経 科受診歴等を記 載すること。 特に、今回の入 院及び医療保護 入院時の経緯・ 状態像について は、必ず記載す ること。〕	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
初回から前回までの 入院回数	計 回				
	I 意識				

<p>現在の精神症状</p>	<p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 (1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
<p>その他の重要な症状</p>	<p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p>
<p>問題行動等</p>	<p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p>
<p>現在の状態像</p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>
<p>医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>	
<p>入院を必要と認めた</p>	

特定医師氏名	署名				
確認した精神保健指定医氏名	署名		診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)	
精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由					
同意者	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
	住所	都道府県	市区	町村区	
家庭裁判所への申請日(予定日を含む。)	年 月 日				

事後審査委員会の意見	
------------	--

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条の4第2項入院」と記載すること)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会の意見は、記録の場合について記載すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第6号様式(3)中

保 護 者	フリガナ	(男・ 氏名 住所 都道 府県
	氏名	

続柄	生年月日	年 月 日 生
郡市 区	町村 区	

氏名	住所
氏名	住所

フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 生
名	(男・女)	生年月日	年 月 日 生

所	都道 府県	郡市 区	町村 区
フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 生
名	(男・女)	生年月日	年 月 日 生

所	都道 府県	郡市 区	町村 区
---	-------	------	------

1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	1 主たる精神障害 ICDカテ ()
-----------	-----------	---------------------------

精神障害	2 従たる精神障害 ICDカテ ()	「社会復帰施設、在宅福祉制度等」 や「障 害福祉サービス等」 月日(を)を記載すること。
------	---------------------------	-------------------------------------------------------

「2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日(第33条第2項による入院を経た場合)に於てはその入院年月日(第33条第2項又は法第33条第2項・第4項による入院を
権者が両親の場合には2人日を記載すること。

「2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日(法第33条2項又は法第33条第2項・第4項による入院を
権者が両親の場合には2人日を記載すること。

「2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日(法第33条2項又は法第33条第2項・第4項による入院を
権者が両親の場合には2人日を記載すること。

「2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日(法第33条2項又は法第33条第2項・第4項による入院を
権者が両親の場合には2人日を記載すること。

権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
 ①②③

親と同居している

1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	1
-----------	-----------	---

主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()
----------------------------	------------------------------

「 応急入院の必要性
 (患者自身の病気の
 程度を含め、任意
 入院が行われる
 状態にないこと
 判断した理由に
 ついて記載する
 こと。」

「 応急入院の必要性
 (患者自身の病気の
 程度を含め、任意
 入院が行われる
 状態にないこと
 判断した理由に
 ついて記載する
 こと。」

「 程度を含め、任意
 入院が行われる
 状態にないこと
 判断した理由に
 ついて記載する
 こと。
 特定医師の診察
 により入院した
 場合には特定医
 師の採った措置
 の妥当性につい
 て記載すること
 。

に改める。

第六号様式の四の次に次の一様式を加える。

第6号様式の4の2 (第10条の3関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名

印

特定医師による応急入院 (法第33条の4第2項) 届及び記録

応 急 入 院 者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
依頼をした者の入院 者との関係				
入 院 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、 精神科又は神経 科受診歴等を記 載すること。 特に、今回の入 院及び医療保護 入院時の経緯・ 状態像について は、必ず記載す ること。〕 (陳述者氏名 続柄)			
応急入院の必要性 〔患者自身の病気 に対する理解の 程度を含め、任 意入院が行われ る状態にないと 判断した理由に ついて記載する こと。〕				
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			

前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)
初回から前回までの入院回数	計 回
現在の精神症状	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 (1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
問題行動等	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
応急入院を採つた理由 〔保護者等の同意を得ることのできなかつた理由〕	

を含め、応急入院を採つた理由について記載すること。			
入院を必要と認めた特定医師氏名	署名		
確認した精神保健指定医氏名	署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由			

事後審査委員会の意見	
------------	--

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 6 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 事後審査委員会の意見は、記録の場合について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第六号様式の内及び第六号様式の内を次のように改める。

第6号様式の5 (第10条の4関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名

印

措置入院者の定期病状報告書

措置入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
措置年月日	住 所	都道府県	郡市区	町村 区
		今回の入院年月日	年 月 日	
措置年月日	年 月 日	入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。特に、今回の入院及び医療保護入院時の経緯・状態像については、必ず記載すること。〕 (陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)			
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去6月間(措置入院後3月の場合は過				

去3月間)の仮退院の実績	計 回 延日数 日							
過去6月間(措置入院後3月の場合は過去3月間)の治療の内容及びその結果 (問題行動を中心として記載すること。)								
今後の治療方針 (再発防止への対応を含む。)								
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要						
	注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要						
	日常生活の介助指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助及び指導 3 生活指導を要する 4 その他()						
重大な問題行動 (Aはこれまでに認められた問題行動、Bは今後起こるおそれのある問題行動)	1 殺人	A	B	1 0	窃盗	A	B	
	2 放火	A	B	1 1	器物損壊	A	B	
	3 強盗	A	B	1 2	弄火又は失火	A	B	
	4 強姦	A	B	1 3	家宅侵入	A	B	
	5 強制わいせつ	A	B	1 4	詐欺等の経済的な問題行動	A	B	
	6 傷害	A	B		自殺企図	A	B	
	7 暴行	A	B	1 5	自傷	A	B	
	8 恐喝	A	B	1 6	脅迫	A	B	
	9 脅迫	A	B	1 7	その他()	A	B	
現在の精神症状	<p>I 意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう</p> <p>4 その他()</p> <p>II 知能(1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害)</p> <p>III 記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘</p> <p>4 その他()</p> <p>IV 知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考</p> <p>5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念</p> <p>8 その他()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分</p>							

	4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()			
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()			
問題行動等	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()			
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
診察時の特記事項				
本報告に係る診察年月日	年 月 日			
診察した精神保健指定医氏名	署名			
保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	年 月 日生
		(男・女)	続柄	年 月 日生
	住所	都道府県	郡市区	町村区
		都道府県	郡市区	町村区
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他 ()				

審査会の意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 8 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第6号様式の6（第10条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名

印

医療保護入院者の定期病状報告書

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
医療保護入院年月日 (法第33条第1 項による入院)	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日
			入 院 形 態	
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 (推定発病年月、 精神科又は神経 科受診歴等を記 載すること。 特に、今回の入 院及び医療保護 入院時の経緯・ 状態像について は、必ず記載す ること。)			
	(陳述者氏名 続柄)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)			
初回から前回までの 入院回数	計 回			
過去12月間の外泊	I 不定期的 II 定期的			

の実績	1 月単位 2 数箇月単位 3 盆又は正月 Ⅲ なし
過去12月間の治療内容及びその結果並びに通院又は任意入院に変更できなかつた理由	
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
今後の治療方針 〔患者本人の病識及び治療への意欲を得るための取組について記載すること。〕	
現在の精神症状	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 (1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為

問題行動等	4 その他 ()				
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()				
本報告に係る診察年月日	年 月 日				
診断した精神保健指定医氏名	署名				
保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄	年月日	年 月 日生
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
		都道府県	郡市区	町村区	
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他 ()				

審査会の意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること（法第33条第2項又は法第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。

- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者氏名
(障害者本人)

印

障害者手帳交付等申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付等を申請します。

障害者本人	フリガナ氏名		自立支援医療費受給者番号								
	性別	男・女	障害者手帳番号								
	生年月日	年 月 日	障害者手帳の有効期限	年 月 日							
	住所	電話 ()									
保護者	氏名		住所	電話 ()	本人との続柄						
申請区分	新規・他県からの転入・更新・障害等級変更										
申請書提出者	氏名		住所	電話 ()	本人との関係						

備考

- 1 写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものを添付すること。
- 2 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請をしようとするときは、次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - (2) 障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し
 - (3) 特別障害給付金受給資格者証及び国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し
- 3 2の(2)又は(3)の書類を添付して申請したときは、障害等級の判定のため同意書の提出を求めるとともに、社会保険事務所又は各共済組合等に対し、障害年金等の障害等級を照会することがある。

(山梨県知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県知的障害者福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を別記様式とする。

(山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第三条 山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条から第十条までを削る。

第十条の二の見出し中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同条中「身体障害者相談支援事業等開始届(第九号様式の二)」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届(第五号様式)」に改め、同条を第七条とする。

第十条の三の見出し中「身体障害者相談支援事業等変更届(第九号様式の三)」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届(第六号様式)」に改め、同条を第八条とする。

第十条の四の見出し中「身体障害者相談支援事業等廃止(休止)届(第九号様式の四)」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届(第七号様式)」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第一項中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に、「身体障害者更生援護施設設置届(第十号様式)」を「身体障害者社会参加支援施設設置届(第八号様式)」に改め、同条第二項中「身体障害者更生援護施設種類変更(休止・廃止)届(第十一号様式)」を「身体障害者社会参加支援施設種類変更(休止・廃止)届(第九号様式)」に改め、同条第三項中「第二十七条第五項」を「第二十八条第四項」に、「第十二号様式」を「第十号様式」に改め、同条第四項中「第十三号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十条とする。

第五号様式から第九号様式までを削る。

第九号様式の二中「(第10条の2関係)」を「(第7条関係)」に、「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同様式を第五号様式とする。

者相談支援事業等変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届」に、「身体障害者相談支援事業等に」を「身体障害者生活訓練等事業等に」に改め、同様式を第六号様式とする。

第九号様式の四中「(第10条の4関係)」を「(第9条関係)」に、「身体障害者相談支援事業等廃止(休止)届」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同様式を第七号様式とする。

第十号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「身体障害者更生援護施設設置届」を「身体障害者社会参加支援施設設置届」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「第27条第3項」を「第28条第2項」に改め、同様式を第八号様式とする。

第十一号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「身体障害者更生援護施設変更(休止・廃止)届」を「身体障害者社会参加支援施設種類変更(休止・廃止)届」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同様式を第九号様式とする。

第十二号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「第27条第5項」を「第28条第4項」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十三号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を第十一号様式とする。

(山梨県建築基準法施行細則の一部改正)

第四条 山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条に次の四号を加える。

- 七 障害者支援施設
- 八 地域活動支援センター
- 九 福祉ホーム
- 十 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設

(山梨県行政組織規則の一部改正)

第五条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第六障害者相談所の項第一号中「知的障害者更生援護施設」を「障害者支援施設

設、地域活動支援センター等」に改め、同項第四号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第六条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表健康増進課の項第六号4及び10中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同号16中「精神病院」を「精神科病院」に改め、「徴収」の下に「及び」を加え、同号17中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

(山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

第八条 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項イ中「身体障害者更生援護施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同項イ(1)中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項イ(2)中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項イに次のように加える。

(5) 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム

別表第一の二の項口(1)中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項口(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)とし、同項ハ中「(7)」を「(5)」に改め、「社会福祉施設等」の下に「並びに障害者自立支援法第五条第六項及び第十三項から第十五項までに規定する障害福祉サービスを行う施設(イ(5)の障害者支援施設を除く。)」を加える。

(山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第九条 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

第七条第一項第一号二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同号へを次のように改める。

ハ 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設

第七条第一項第一号チ中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第三条及び第七条の改正規定、第十二条の改正規定(同条に見出しを付する改正規定を除く。)並びに第十三条第一項の改正規定並びに第六条の規定は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行(前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。)の際現にこの規則による改正前の山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の日から障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第三条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第四条の規定による改正後の山梨県建築基準法施行細則第十条第十号中「供する施設」とあるのは「供する施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

4 この規則の施行の日前に山梨県障害者幸住条例(平成五年山梨県条例第三十号)第二十六条第一項の規定による届出のあった特定施設については、なお従前の例による。